- 1. 入札(又は見積書の提出)について
  - (1) この工事の入札(又は見積書の提出)に当たっては、入札公告、入札説明書(指名通知書 又は見積依頼書を含む。)、図面、仕様書、近畿地方整備局競争契約入札心得(又は近畿地 方整備局随意契約見積心得)、工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入 札書(又は見積書)を提出するものとする。
  - (2) この工事の入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2. 落札者の決定について
  - (1) 予定価格が1,000万円を超えるものである場合は予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条(同条98条において準用する場合を含む。)の基準を適用する。
  - (2) 上記の基準による基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査のうえ、その結果を後日通知する。
  - (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者(又は評価値の最も高い者)であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
  - (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならない。
- 3. 契約の保証について
  - (1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。
    - ① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
      - イ 保管金領収証書は、「実際に取引している日本銀行の代理店名」に契約保証金の金 額に相当する金額を払い込んで、交付を受けること。
      - ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名)」と記 載するように申し込むこと。
      - ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契 約担当官等の指示に従うこと。
      - ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法 第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を 超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
      - ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
    - ② 契約保証金に代わる担保としての振替国債(利付国債に限る。)に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の名称並びに記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料(提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの)
      - イ 政府担保振替国債提供書は契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を記載し提 出すること。
      - ロ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「(有価証券取扱主任官 官職 氏名)」 と記載するように申し込むこと。
      - ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約 担当官等の指示に従うこと。
      - ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、振替国債は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
      - ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府担保振替国債 払渡請求書を提出すること。
    - ③ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書
      - イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に係る法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
      - ロ 保証書の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官の官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。

- ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務不履行による損害金の支払いである こと。
- 二 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名 が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- へ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとすること。
- チ 請負金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の 取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた 保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保 証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証 書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- ④ 債務履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
  - イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他の財務大臣の指 定する金融機関(以下「保険会社等」という。)が保証金額を限度として債務の履行を 保証する保証である。
  - ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官の官職 氏名)」 と記載するように申し込むこと。
  - ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事 名が記載されるように申し込むこと。
  - ニ 保証金額は、請負代金額の10分の3の金額以上とすること。
  - ホ 保証期間は、工期を含むものとすること。
  - へ 請負金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の 取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
  - ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社等から支払われた 保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保 証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑤ 債務不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
  - イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険 である。
  - ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
  - ハ 保険証券の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官の官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。
  - ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
  - ホ 保険金額は、請負代金額の10分の3の金額以上とする。
  - へ 保険期間は、工期を含むものとする。
  - ト 請負金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
  - チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保 険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険 金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2 第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。
- 4. 主任技術者等の選任について
  - (1) (B) は建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に 使用する。
    - [ ] の部分には、同法第26条第3項の場合に「専任」の字句を記入する。
  - (2) 専任の監理(又は主任)技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が近畿地方整備局管内で入札日の属する年度の前2年度に完成した国土交通省直轄工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理(又は主任)技術者とは別に、監理(又は主任)技術者と同一の資格(工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 70点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業 なお、当該技術者は施工中、監理(又は主任)技術者を補助し、監理(又は主任)技術者 と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理(又は主任)技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

\*5. 中間前金払と既済部分払の選択について

請負代金額が、1,000万円以上であって、かつ、工期が150日以上の工事(国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、いずれかの年度の出来高予定額が1,000万円以上であって、かつ、その年度の工事実施期間が150日以上の工事)については、中間前金払を請求できる。この場合、中間前金払と既済部分払のいずれかを選択すること。

なお、その選択については、落札決定後、工事請負契約書の調印までに申し出るものとし、 その後においては変更することはできない。

6. 工期変更の場合の保証事業会社に対する通知について

工事請負契約書第36条第3項(第41条第5項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。

7. 工事請負契約書について

近畿地方整備局工事請負契約書(案)による。ただし、次の事項について補足する。

(1) 頭書の「7調停人」関係

発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入すること。

(2) 第9条関係

第5項の「設計図書に定めるもの」は、次の書類とする。

- ① 支払請求書
- ② 前払金の保証契約に係る保証証書
- (3) 第18条から第20条関係

設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末まで(国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計年度の末及び工期の末まで)に行う。

- (4) 第26条関係
  - ① 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過後、残工事の工期が2月以上ある場合は、賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に変更を請求することができる。 ② 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、請求があった日を
  - ② 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、請求があった日を 基準として協議する。ただし、14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者 に通知する。
- (5) 第30条関係
  - 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
  - ② 1回の損害額が当初の請負代金額の 5 / 1,000 の額 (この額が20万円を超えるときは20万円) に満たないものは、損害額に含めない。
- (6) 第35条関係
- \*① 既済部分払を選択した場合には、中間前払金の請求はできない。
- \*② 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の1/2 (国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の工事実施期間の1/2)を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも1/2 (国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の出来高予定額の1/2)以上である場合とする。

③ 低入札価格調査を受けた者との契約については、第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項から第7項(出来高部分払い方式を選択した場合には第6項から第8項)もこれに準じ割合を変更する。

また、(8)第38条関係及び(10)第41条関係においてもこれに準じ割合を変更する。ただし、中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

(7) 第36条関係

前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は減額後の前払金額を下らないこと。

(8) 第38条関係

- \*① 「工期中 回」を超えることはできない。ただし、中間前金払選択の場合は 回と する。
- ② 第1回の部分払(第42条による各会計年度の部分払を含む。)を請求するときは、特別な理由がある場合を除き原則として出来高が40%をこえている場合とする。
- \*(9) 第40条関係
  - ① 各会計年度における請負代金の支払限度額の割合は、次のとおりとする。

年度約%年度約%年度約%

② 各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時までに通知する。 \*(10) 第41条関係

前金払の条件は次のとおりとする。

- 各会計年度前金払を行う。
- ② 初年度は前金払を行わない。
- ③ 初年度に第2年度分を含め前金払を行う。 ただし、請負代金額の40%に満たない場合は、翌年度において請負代金額の40%から 初年度支払済前払金額を差し引いた範囲内で前払金を支払いする。
- \*(11) 第42条関係

中間前金払を選択した場合における各会計年度の既済部分払(最終年度に係るものを除く。)は、その支払限度額に対応する既済部分の額が、当該支払限度額の10/9を超えた場合 (可分の工事にあっては、当該支払限度額に達した場合)に請求することができる。

(12) 第59条関係

あらかじめ、調停人を選任する場合は、(A)を使用する。この場合、現場検証、鑑定等の費用、調停人に対する謝礼等、紛争の処理に要する費用の負担についても、あらかじめ定めるものとする。

## \*8. 入札保証について

競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、以下の①から⑤までのいずれかの書類を提出しなければならない。

- ① 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
  - イ 保管金領収証書は、「(実際に取引している日本銀行の代理店名)」を記載し、見 積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けるこ と。
  - ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏の官職 氏名)」を 記載するように申し込むこと。
  - ハ 落札者が契約を結ばないときは、保管金は、会計法第29条の7の規定により国 庫に帰属する。
  - 二 入札参加者は、入札執行後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出 すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。
- ② 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料 (提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの)
  - イ 政府担保振替国債提供書は、見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の利 付国債を記載し提出すること。
  - ロ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「(有価証券取扱主任官 官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。
  - ハ 落札者が契約を結ばないときは、振替国債は、会計法第29条の7の規定により国庫 に帰属する。

- 二 入札参加者は、落札者決定後、政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。
- ③ 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証 書
  - イ 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)とする。
  - ロ 保証書の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官の官職 氏名)」を記載するよう に申し込むこと。
  - ハ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。
  - 二 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
  - ホ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
  - へ 保証期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であ って、契約担当官等が指定する日までを含むものとすること。
  - ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものと すること。
  - チ 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。
  - リ 入札参加者は、落札者決定後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に 返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、契約 担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
  - ヌ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。
- ④ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券
  - イ 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険金を支払うことを約する保険である。
  - ロ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
  - ハ 保険証券の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官の官職 氏名)」を記載するように申し込むこと。
  - ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
  - ホ 保険金額は、見積金額の100の5の金額以上とすること。
  - へ 保険期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものとすること。
  - ト 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。
- ⑤ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書
  - イ 契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関す る法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社とする。
  - ロ 契約保証予約証書の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官の官職 氏名)」を記 載するように申し込むこと。
  - ハ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で予 約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。
  - ニ 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に 記載されている工事名が記載されるように申し込むこと。
  - ホ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
  - へ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこ と。

- 9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - (1) 近畿地方整備局が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
  - (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
  - (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
  - (4) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる 等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- 10. 受注者が社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とした場合等の措置について本工事の受注者が、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反し、工事の施工にあたって、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とし、同第7条の2第2項第1号イに定める特別の事情があると認められなかった場合、又は特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同第7条の2第2項第1号口に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合においては、発注者は受注者に対して同第7条の2第3項第1号に定める違約罰の支払いを請求するほか、指名停止措置要領に基づく指名停止等の措置を講じることがある。
- 11. 受注者が社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請負人とした場合等の措置について本工事の受注者が、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反し、工事の施工にあたって、社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請負人とし、同第7条の2第2項第2号イに定める特別の事情があると認められず、かつ同第7条の2第2項第2号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかった場合、発注者は受注者に対して同第7条の2第3項第2号に定める違約罰の支払いを請求するほか、指名停止措置要領に基づく指名停止等の措置を講じることがある。

## 特 約 事 項

- 1. 工事のうち工場製作に係る部分のある場合は、別紙1の特約事項を定める。
- 2. 現場監督員詰所の設置を条件とする場合における共通仕様書以外の受注者の負担経費等は、別に特約事項を定める。
- 3. 公共植栽工事があった場合の植栽保険への加入について(営繕工事は除く)
  - (1) 受注者は、公共植栽工事に係る植栽保険(以下「植栽保険」という。)に加入すること。ただし、植栽工事に係る直接工事費が概ね50万円未満の小規模なものは要しない。
  - (2) 保険金額については、発注者の承諾を得るものとする。
  - (3) 受注者は、工事完成引渡時に植栽保険付加証明書を契約担当官等に提出すること。
- 4. 火災保険等への加入について 火災保険等を付する場合は、発注者と協議して別途「火災保険等に関する協定書」を締結す るものとする。
- 5. 受託工事に係る工事請負契約の場合は別紙2の特約事項を定めるものとする。
- 6. 道路維持工事(又は作業)については、別紙3の特約事項を定めるものとする。
- 7. 工事のうち長期保証型舗装工事に係る部分がある場合は、別紙4の特約事項を定める。

## 指 導 事 項

1 建設産業における生産システムの合理化指針について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果すとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化(請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は 120日以内でできる限り短い期間とすること等)、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

- 2 建設工事の適正な施工の確保について
- (1) 建設業法(昭和24年法律第 100号)に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を配置すること。
- (3) 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号への規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- (4) (1)、(2) 及び(3) のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- 3 労働福祉の改善等について

受注者は、労災保険に加入済みである旨の労災保険成立済証明、又は成立済労働保険申告書 の写しを契約締結後1箇月以内に当該事務所長あて提出すること。

- 4 建設業退職金共済制度について
- (1) 受注者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を工事契約締結後1ヶ月以内に、発注者に提出すること。
  - なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
- (4) 受注者は、(3) の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、 共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出するこ と。なお、(3)の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共 済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- (5) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
- (6) 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な受注者については、 指名等において考慮することがある。 (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請
- (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (8) 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から工事現場に建設業退職金共済制度事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。
- 5 過積載による違法運行の防止について
- (1) 積載重量制限を越えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車(以下「不表示車」という。)等に 土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

## 指導事項

- (3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (4) 建設発生土の処理及び骨材等資材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (6) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂 運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講ずること。
- と。 (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (8) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (9) 以上のことにつき、下請契約における受注者を十分指導すること。
- \*6 一次下請業者への支払いについて 出来高部分払方式を選択した場合においての一次下請業者に対する工事代金の支払いは、 速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

## 共同企業体の適正な運営に関する留意事項

共同企業体及びその各構成員は、下記の事項に留意し、共同企業体の適正な運営に努められたい。

記

- 1 前払金の取扱いについては、出資の割合に基づき分配する方法と共同企業体の前払金専用口座に留保する方法があり、各構成員間の協議によりどちらかの方法をとるか決定し、前払金の適正な使用を確保すること。また、下請企業に対する前払金の支払いについては、平成10年11月19日付け建設省経入企発第26号「下請契約における代金支払の適正化等について」(以下「平成10年11月19日付け通知」という。)においても通知したとおり、共同企業体が前払金の支払いを受けたときは、下請企業に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
- 2 重要な事項について構成員間で疑義の生じることのないよう公正に共同企業体を運営するため、資金管理方法や下請企業の決定等重要な事項については、代表者のみで決定せず、共同企業体の最高意思決定機関である運営委員会において協議の上決定すること。
- 3 共同企業体の行う取引は、構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、共同企業体の下請契約は、共同企業体の名称を冠して共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとすること。

なお、下請企業への支払いについては、平成10年11月19日付け通知のとおり、公共工事における完成払等発注者から現金による支払いがあったときには、共同企業体は受注者たる下請企業に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。

4 共同企業体構成員間の混乱を避け、公共工事を適正かつ速やかに施工するため、代表者が脱退した 場合及び代表者としての責務を果たせなくなった場合における代表者の権限の停止や代表者の変更等 について、あらかじめ共同企業体協定書等において定めておく方法も講じ得ること。 別紙1

## 特約事項

工場製作における工事の目的物の出来形部分又は、完成部分について、下記により特約するものとする。

記

- 1 当該物件の所有権は契約書第38条による出来形部分の検査合格日をもって、又は契約書第32条 による完成検査に合格し、当該物件の受渡し完了日をもってそれぞれ国に帰属するものとする。
- 2 (A) 契約書第32条による完成検査に合格し、国に帰属した当該物件は工場搬出時(現場搬入時)まで善良な管理者の注意義務をもって、無料保管しなければならない。
  - (B) 契約書第38条による出来形部分の検査に合格した当該物件は工場搬出時(現場搬入時)まで善良な管理者の注意義務をもって無料保管し、危険負担は工事が完成し全部の引渡しを受けるまでは受注者に帰するものとする。
- 3 受注者は前記事項を記載した請書を1通(分任)物品管理官あてに提出すること。
  - (注) 1 (A) は工場製作のみの場合に適用
    - 2 (B) は工場製作及び製作架設までの場合で部分払があるときに適用

## 特約事項

本契約は、令和 年 月 日付け 委託者

と受託者契約担当官近畿地方整備局長

との

受託契約に基づくものであるため、次の条項を追加する。

(委託者に帰属する債権)

第1条 契約書第45条に規定する、契約不適合責任に係る発注者が取得すべき債権は全て受託者が委

託者に目的物を引き渡すと同時に、委託者に帰属するものとする。

## 道路維持工事(又は作業)特約事項(補足契約事項)

(工事(又は作業)指示)

第1条 受注者は、設計図書に従い施工すべき工事について、契約書第9条に規定する監督職員(主任監督員が置かれた場合は主任監督員。以下同じ。)が発行する維持工事(又は作業)指示書(工事打合簿様式-9)により、指示する都度、指示する期間内に、指示する工事(又は作業)(以下「工事(又は作業)」という。)を完了しなければならない。

(工事(又は作業)完了の確認)

- 第2条 受注者は、工事(又は作業)が完了したときは、遅滞なく監督職員に対して工事(又は作業) 完了の報告(工事打合簿 様式-9)をしなければならない。
  - 2 監督職員は、前項の作業完了報告を受理したときは、7日以内に当該工事(又は作業)完了の 確認を行わなければならない。
  - 3 前項の確認の結果、不合格となり手直しを命ぜられたときは、受注者は遅滞なく、当該手直しを行い、監督職員に手直し完了の届(工事打合簿様式-9)を提出して再確認を受けなければならない。この場合における再確認は前項の規定に準じて行うものとする。

(工事(又は作業)完了の検査及び目的物の取扱)

- 第3条 通常行う維持工事等の既済検査及び完成検査とは別に、発注者又は発注者が検査を行う者として定める職員(以下「検査指定職員」という。)は、発注者が個々に指示した維持工事等の完了報告書を受理した日から7日以内に出来高確認検査を行うものとする。
  - 2 受注者は、前項に規定する出来高確認検査の完了の通知があったと同時に当該工事(又は作業)の目的物等を発注者に対して引渡すものとする。

(工事(又は作業)の完了代金の支払)

- 第4条 受注者は、第3条に規定する検査が完了したものについて、契約書第38条(及び第42条) に規定する部分払を請求できるものとする。
  - 2 契約書第38条(及び第42条)中、「10分の9(又は9/10)」とあるのを「10分の 10(又は10/10)」と読み替えるものとする。

(契約不適合責任期間)

第5条 契約図書で別途契約不適合期間を定めた場合は、契約書第56条の規定にかかわらず、当該契 約不適合期間とする。 別紙4

## 特 約 事 項

道路舗装の長期保証について、次の条項を追加する。

## (長期保証型舗装工事)

- 第1条 発注者は、受注者が施工した舗装について、設計図書の定めるところにより違約金又は回復措置を請求することができる。
- 2 保証期間については、引渡しの日の翌日から起算して5年間とする。
- 3 第1項に規定する違約金は、設計図書の定めるところにより算出した額とし、受注者は、発注者の 指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
- 4 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 5 第1項に規定する回復措置は、設計図書の定めるところにより行わなければならない。

### 事 項

- 入札(又は見積書の提出)について
  - (1)
  - に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2. 落札者の決定について
  - 予定価格が1,000万円を超えるものである場合は予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165
  - 号) 第85条 (同条98条において準用する場合を含む。) の基準を適用する。 上記の基準による基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終 調査のうえ、その結果を後日通知する
  - 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者(又は評価値の最も高い者)であって も必ずしも落札者とならない場合がある。
    (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならない。
- 3. 契約の保証について
  - (1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなけ ればならない
    - ① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
      - 保管金領収証書は、 「(実際に取引している日本銀行の代理店名)」に契約保証
      - 金の金額に相当する金額を払い込んで、交付を受けること。

        保管金領収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名)」と記 載するように申し込むこと
      - 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契 約担当官等の指示に従うこと
      - 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法 第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を 超過している場合は、別途、超過分を徴収する。 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求
      - める旨の保管金払渡請求書を提出すること
    - 契約保証金に代わる担保としての振替国債(利付国債に限る。)に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の名称並びに記号、利息の支払期並びに償還期限を確認 するために必要な資料(提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成さ れたもの)
      - 政府担保振替国債提供書は契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を記載し提 イ 出すること
      - 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「(有価証券取扱主任官 官職 氏名)」 と記載するように申し込むこと。
      - 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約 担当官等の指示に従うこと。
        - 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、振替国債は、会計法第29条
      - の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過し ている場合は、別途、超過分を徴収する。
      - 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府担保振替国債 払渡請求書を提出するこ
    - (3)
- 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書 イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金 及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合者しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事 の前払金保証事業に係る法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事
  - 業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。 保証書の宛名の欄には、「((分任)支出負担行為担当官の官職 氏名 )」と記
  - 載するように申し込むこと。 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務不履行による損害金の支払いである
  - 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名 が記載されるように申し込むこと。
  - ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。 へ 保証期間は、工期を含むものとすること。

## 項

- 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとす 1
- ること。 請負金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の 取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた
- 保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保 証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証 書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。 債務履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- - 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他の財務大臣の指定する金融機関(以下「保険会社等」という。)が保証金額を限度として債務の履行を 保証する保証である
  - 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「((分任)支出負担行為担当官の官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。
  - 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事 名が記載されるように申し込むこと。

  - ホ
  - 二 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。 ホ 保証期間は、工期を含むものとすること。 へ 請負金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の
  - 取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社等から支払われた 保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保 証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。 債務不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券 イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険
- - である。 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと

  - 保険証券の宛名の欄には、「((分任)支出負担行為担当官の官職 氏名)」と記 載するように申し込むこと。
  - 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名 が記載されるように申し込むこと。

  - ホ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。 へ 保険期間は、工期を含むものとする。 ト 請負金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等 の指示に従うこと。
  - 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保 険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険 金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する
- (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2 第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。 (2)
- 4. 主任技術者等の選任について
  - (B) は建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に 使用する。
    - 〕の部分には、同法第26条第3項の場合に「専任」の字句を記入する。
  - 専任の監理(又は主任)技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が近畿地方整備局管内で入札日の属する年度の前2年度に完成した国土交通省直轄工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理(又は主任)技術者とは別に、監理(又は主任)技術者と同一の資格(工事ないと、)などなませんます。 事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。 ① 70点未満の工事成績評定を通知された企業

    - 工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し 等は除く
    - 、品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業 ) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

    - なお、当該技術者は施工中、監理(又は主任)技術者を補助し、監理(又は主任)技術者
    - と同様の職務を行うものとする。また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理(又 は主任)技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

### 事 項

\*5. 中間前金払と既済部分払の選択について

請負代金額が、1,000万円以上であって、かつ、工期が150日以上の工事(国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、いずれかの年度の出来高予定額が1,000万円以上であって、かつ、その年度の工事実施期間が150日以上の工事)については、中間前金払を請求できる。この場 合、中間前金払と既済部分払のいずれかを選択すること。

なお、その選択については、落札決定後、工事請負契約書の調印までに申し出るものとし、

その後においては変更することはできない。

6. 工期変更の場合の保証事業会社に対する通知について 工事請負契約書第36条第3項(第41条第5項において準用する場合を含む。)の規定による 通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行う ものとする。

7. 工事請負契約書について

近畿地方整備局工事請負契約書(案)による。ただし、次の事項について補足する。

頭書の「7調停人」関係

発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この 欄にその氏名を記入すること。

第9条関係

第5項の「設計図書に定めるもの」は、次の書類とする。

支払請求書

前払金の保証契約に係る保証証書

第18条から第20条関係

設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末まで(国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計 年度の末及び工期の末まで)に行う。

第26条関係

- 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過後、残工事の工期が2 月以上ある場合は、賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額が不適当となったと認 めるときは、相手方に変更を請求することができる。
- 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、請求があった日を 基準として協議する。ただし、14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者 に通知する。

第30条関係

- 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1,000の額(この額が20万円を超えるときは20 万円)に満たないものは、損害額に含めない。
- 第35条関係 (6)
- \*① 既済部分払を選択した場合には、中間前払金の請求はできない。
  \*② 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の1/2(国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の工事実施期間の1/2)を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも1/2(国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の出来高予定額の1/2)以上である場合
  - ③ 低入札価格調査を受けた者との契約については、第1項中「10分の4」を「10分の2 」とし、第5項から第7項(出来高部分払い方式を選択した場合には第6項から第8項)も これに準じ割合を変更する。

また、(8)第38条関係及び (10)第41条関係においてもこれに準じ割合を変更する。 ただし、中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない

第36条関係

前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後 に行うものとし、その変更後の保証金額は減額後の前払金額を下らないこと。

第38条関係 (8)

- 「工期中 回」を超えることはできない。ただし、中間前金払選択の場合は 回と \*(1)
- 第1回の部分払(第42条による各会計年度の部分払を含む。)を請求するときは、特別 な理由がある場合を除き原則として出来高が40%をこえている場合とする。 第40条関係 \*(9)
  - ① 各会計年度における請負代金の支払限度額の割合は、次のとおりとする。

%

年度 約 % % 年度 約 % 年度 約

約

年度

各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時までに通知する。

### 明 事 項

### \*(10) 第41条関係

前金払の条件は次のとおりとする。

- 各会計年度前金払を行う。
- 初年度は前金払を行わない。 初年度に第2年度分を含め前金払を行う。

ただし、請負代金額の40%に満たない場合は、翌年度において請負代金額の40%から 初年度支払済前払金額を差し引いた範囲内で前払金を支払いする。

第42条関係 \*(11)

中間前金払を選択した場合における各会計年度の既済部分払(最終年度に係るものを除く。)は、その支払限度額に対応する既済部分の額が、当該支払限度額の10/9を超えた場合(可分の工事にあっては、当該支払限度額に達した場合)に請求することができる。

第59条関係 (12)

あらかじめ、調停人を選任する場合は、(A)を使用する。この場合、現場検証、鑑定等の費用、調停人に対する謝礼等、紛争の処理に要する費用の負担についても、あらかじめ定める ものとする。

## \*8. 入札保証について

競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、以下の①から⑤までのいずれかの書類を提出しなければならない。

① 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- 保管金領収証書は、「(実際に取引している日本銀行の代理店名)」を記載し 見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受ける
- 保管金領収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏の官職 氏名)」 を記載するように申し込むこと
- 落札者が契約を結ばないときは、保管金は、会計法第29条の7の規定により国 庫に帰属する
- 二 入札参加者は、入札執行後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府担保振替国債提供書及び提供しよ
- うとする振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資 料(提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの)
  - 政府担保振替国債提供書は、見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の利 付国債を記載し提出すること。
  - ロ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「(有価証券取扱主任官 官職氏名) 」と記載するように申し込むこと。
  - ハ 落札者が契約を結ばないときは、振替国債は、会計法第29条の7の規定により国 庫に帰属する。
  - ニ 入札参加者は、落札者決定後、政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。な お、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。
- 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証
  - 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、 り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関 である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。) とする。
  - 保証書の宛名の欄には、「((分任)支出負担行為担当官の官職 氏名)」を記載するように申し込むこと。
  - 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであるこ
  - 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記 載されるように申し込むこと。
  - ホ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
  - 保証期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものとすること。
  - 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものと すること
  - 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29 条の7の規定により国庫に帰属する。

- 入札参加者は、落札者決定後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に 返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、契約 担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当官等
- の指示に従うこと。
- 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証 4
  - 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険金を支払うことを約す る保険である。
  - 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと
  - 保険証券の宛名の欄には、「((分任)支出負担行為担当官の官職 氏名)」を
  - 記載するように申し込むこと。
     証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記 載されるように申し込むこと
  - ホ 保険金額は、見積金額の100の5の金額以上とすること。
  - へ 保険期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であ
  - って、契約担当官等が指定する日までを含むものとすること。 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29 条の7の規定により国庫に帰属する。 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書
- (5)
  - 契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社とする。 契約保証予約証書の宛名の欄には、「((分任)支出負担行為担当官の官職 氏
  - 契約保証予約証書の宛名の欄には、名)」を記載するように申し込むこと
  - 契約保証の予約の内容は、金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で予
  - 約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。 = 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に 記載されている工事名が記載されるように申し込むこと。
  - 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
  - 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこ
  - と。 予算決算及び会計令第86条第1項に定める調査の対象となった場合には、予約 7000分の30以上となるよう、増額変更 1 に係る保証金額が入札金額(税込み)の100分の30以上となるよう、増額変更を 行うこととし、契約担当官等が別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約である。 保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。
- 9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - 近畿地方整備局が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固とし てこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様
  - とする。 (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにそ の内容を記載した書面により発注者に報告すること。
  - (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることが (3) ある。
  - 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる 等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 (4)
- 10. 受注者が社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とした場合等の措置について本工事の受注者が、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反し、工事の施工にあたって、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とし、同第7条の2第2項第1号イに定める特別 の事情があると認められなかった場合、又は特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同第7条の2第2項第1号口に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合にお いては、発注者は受注者に対して同第7条の2第3項第1号に定める違約罰の支払いを請求する ほか、指名停止措置要領に基づく指名停止等の措置を講じることがある。

1	1. 受注者が社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請負人とした場合等の抗	世帯について
_	本工事の受注者が、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反し、工事の て、社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請負人とし、同第7条の2第2項	の施工にあたっ
	める特別の事情があると認められず、かつ同第7条の2第2項第2号ロに定める	5期間内に確認
	書類を提出しなかった場合、発注者は受注者に対して同第7条の2第3項第2号 罰の支払いを請求するほか、指名停止措置要領に基づく指名停止等の措置を講し	号に定める違約
	副の文仏(で請求するはが、指名停止相直安限に基づく指名停止寺の相直を講しる。	~ O _ C M Ø)

### 特 事 項

- 1. 工事のうち工場製作に係る部分のある場合は、別紙1の特約事項を定める。
- 2. 現場監督員詰所の設置を条件とする場合における共通仕様書以外の受注者の負担経費等は、 別に特約事項を定める。
- 3. 公共植栽工事があった場合の植栽保険への加入について(営繕工事は除く)
  - | 受注者は、公共植栽工事に係る植栽保険(以下「植栽保険」という。) に加入すること。 ただし、植栽工事に係る直接工事費が概ね50万円未満の小規模なものは要しない。

  - (2) 保険金額については、発注者の承諾を得るものとする。 (3) 受注者は、工事完成引渡時に植栽保険付加証明書を契約担当官等に提出すること。
- 4. 火災保険等への加入について 火災保険等を付する場合は、発注者と協議して別途「火災保険等に関する協定書」を締結す るものとする。
- 5. 受託工事に係る工事請負契約の場合は別紙2の特約事項を定めるものとする。
- 6. 道路維持工事(又は作業)については、別紙3の特約事項を定めるものとする。
- 7. 道路照明施設維持補修工事については、別紙4の特約事項を定めるものとする。
- 8. 河川維持工事については、別紙5の特別契約条項を定めるものとする。
- 9. 工事のうち長期保証型舗装工事に係る部分がある場合は、別紙6の特約事項を定める。

建設産業における生産システムの合理化指針について 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」 において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果すとともに、適 正な契約の締結、代金支払い等の適正化(請負代金の支払をできる限り早くすること、できる 限り昇金払いとすることがで支払う投資を表表が表現した。120日以内でできる限り短い期間 とすること等)、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

- 建設工事の適正な施工の確保について
- 建設業法(昭和24年法律第 100号)に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約 (1) を締結しないこと。
- 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に 常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあるものに える。)を配置すること。 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事
- に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号への規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するもの と認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。 (4)(1)(2)及び(3)のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- 労働福祉の改善等について

受注者は、労災保険に加入済みである旨の労災保険成立済証明、又は成立済労働保険申告書 の写しを契約締結後1箇月以内に当該事務所長あて提出すること。

- 建設業退職金共済制度について
- 受注者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)の対象労 (1)働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること
- 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し 業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付 すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建 退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を工事契約締結後1ケ月以内に、発注者に提出すること。 なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しな
  - いこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合にお いては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
- 受注者は、(3) の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、 共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出する。 と。なお、 (3)の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共
- 済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他
- 日 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他 関係資料の提出を求めることがある。 日 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な受注者については、 指名等において考慮することがある。 日 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請 業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する 方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。 日 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から工事現場に建設業退職金 共済制度事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、 特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。
- 過積載による違法運行の防止について
- 積載重量制限を越えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車(以下「不表示車」という。)等に 土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 建設発生土の処理及び骨材等資材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者 (4)の利益を不当に害することのないようにすること
- 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長 することのないようにすること。

### 導 項

- (6)取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂 運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講ずるこ
- と。 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法と 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法と 「大阪・スタンセラナス団体学の設立状況を略まえ、同団体等への加入 いう)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠 けるもの、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたもの を排除すること。
  (9) 以上のことにつき、下請契約における受注者を十分指導すること。
- \*6 一次下請業者への支払いについて 出来高部分払方式を選択した場合においての一次下請業者に対する工事代金の支払いは、 速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

## 共同企業体の適正な運営に関する留意事項

共同企業体及びその各構成員は、下記の事項に留意し、共同企業体の適正な運営に努められたい。

記

- 1 前払金の取扱いについては、出資の割合に基づき分配する方法と共同企業体の前払金専用口座に留保する方法があり、各構成員間の協議によりどちらかの方法をとるか決定し、前払金の適正な使用を確保すること。また、下請企業に対する前払金の支払いについては、平成10年11月19日付け建設省経入企発第26号「下請契約における代金支払の適正化等について」(以下「平成10年11月19日付け通知」という。)においても通知したとおり、共同企業体が前払金の支払いを受けたときは、下請企業に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
- 2 重要な事項について構成員間で疑義の生じることのないよう公正に共同企業体を運営するため、資金管理方法や下請企業の決定等重要な事項については、代表者のみで決定せず、共同企業体の最高意思決定機関である運営委員会において協議の上決定すること。
- 3 共同企業体の行う取引は、構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、共同企業体の下請契約は、共同企業体の名称を冠して共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとすること。

なお、下請企業への支払いについては、平成10年11月19日付け通知のとおり、公共工事における完成払等発注者から現金による支払いがあったときには、共同企業体は受注者たる下請企業に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。

4 共同企業体構成員間の混乱を避け、公共工事を適正かつ速やかに施工するため、代表者が脱退した 場合及び代表者としての責務を果たせなくなった場合における代表者の権限の停止や代表者の変更等 について、あらかじめ共同企業体協定書等において定めておく方法も講じ得ること。

## 特 約 事 項

工場製作における工事の目的物の出来形部分又は、完成部分について、下記により特約するものとする。

記

- 1 当該物件の所有権は契約書第38条による出来形部分の検査合格日をもって、又は契約書第32条 による完成検査に合格し、当該物件の受渡し完了日をもってそれぞれ国に帰属するものとする。
- 2 (A) 契約書第32条による完成検査に合格し、国に帰属した当該物件は工場搬出時(現場搬入時)まで善良な管理者の注意義務をもって、無料保管しなければならない。
  - (B) 契約書第38条による出来形部分の検査に合格した当該物件は工場搬出時(現場搬入時)まで善良な管理者の注意義務をもって無料保管し、危険負担は工事が完成し全部の引渡しを受けるまでは受注者に帰するものとする。
- 3 受注者は前記事項を記載した請書を1通(分任)物品管理官あてに提出すること。
  - (注) 1 (A) は工場製作のみの場合に適用
    - 2 (B) は工場製作及び製作架設までの場合で部分払があるときに適用

## 特約事項

本契約は、令和 年 月 日付け 委託者

と受託者契約担当官近畿地方整備局長

との

受託契約に基づくものであるため、次の条項を追加する。

(委託者に帰属する債権)

第1条 契約書第45条に規定する、契約不適合責任に係る発注者が取得すべき債権は全て受託者が委託者に目的物を引き渡すと同時に、委託者に帰属するものとする。

## 道路維持工事(又は作業)特約事項(補足契約事項)

(工事(又は作業)指示)

第1条 受注者は、設計図書に従い施工すべき工事について、契約第9条に規定する監督職員(主任監督員が置かれた場合は主任監督員。以下同じ。)が発行する維持工事(又は作業)指示書(工事打合簿様式-9)により、指示する都度、指示する期間内に、指示する工事(又は作業)(以下「工事(又は作業)」という。)を完了しなければならない。

(工事(又は作業)完了の確認)

- 第2条 受注者は、工事(又は作業)が完了したときは、遅滞なく監督職員に対して工事(又は作業) 完了の報告(工事打合簿 様式-9)をしなければならない。
  - 2 監督職員は、前項の作業完了報告を受理したときは、7日以内に当該工事(又は作業)完了の 確認を行わなければならない。
  - 3 前項の確認の結果、不合格となり手直しを命ぜられたときは、受注者は遅滞なく、当該手直し を行い、監督職員に手直し完了の届(工事打合簿 様式-9)を提出して再確認を受けなければな らない。この場合における再確認は前項の規定に準じて行うものとする。

(工事(又は作業) 完了の検査及び目的物の取扱)

- 第3条 通常行う維持工事等の既済検査及び完成検査とは別に、発注者又は発注者が検査を行う者として定める職員(以下「検査指定職員」という。)は、発注者が個々に指示した維持工事等の完了報告書を受理した日から7日以内に出来高確認検査を行うものとする。
  - 2 受注者は、前項に規定する出来高確認検査の完了の通知があったと同時に当該工事(又は作業)の目的物等を発注者に対して引渡すものとする。

(工事(又は作業)の完了代金の支払)

- 第4条 受注者は、第3条に規定する検査が完了したものについて、契約書第38条(及び第42条) に規定する部分払を請求できるものとする。
  - 2 契約書第38条(及び第42条)中、「10分の9(又は9/10)」とあるのを「10分の10(又は10/10)」と読み替えるものとする。

(契約不適合責任期間)

第5条 契約図書で別途契約不適合期間を定めた場合は、契約書第56条の規定にかかわらず、当該契約不適合期間とする。

## 道路照明施設維持補修工事特約事項 (補足契約事項)

## (工事の指示)

第1条 受注者は、設計図書に従い施工すべき工事について、契約第9条に規定する監督職員(主任監督員が置かれた場合は主任監督員。以下同じ。)が発行する維持工事指示書(工事打合簿様式-9)により、指示する都度、指示する期間内に、指示する工事(以下「工事」という。)を完了しなければならない。

## (工事完了の確認)

- 第2条 受注者は、工事が完了したときは、遅滞なく監督職員に対して工事完了の報告(工事打合簿様式-9)をしなければならない。
  - 2 監督職員は、前項の作業完了報告を受理したときは、7日以内に当該工事完了の確認を行わなければならない。
  - 3 前項の確認の結果、不合格となり手直しを命ぜられたときは、受注者は遅滞なく、当該手直し を行い、監督職員に手直し完了の届(工事打合簿 様式-9)を提出して再確認を受けなければな らない。この場合における再確認は前項の規定に準じて行うものとする。

## 特別契約条項

## (指示書)

第1条 受注者は、履行場所及び履行期間内において、その都度主任監督員の発行する指示書(工事打合簿様式-9)により、その指示する期間内にその指示する場所の工事等を完成しなければならない。

## (完了報告書)

- 第2条 受注者は、前条の規定に基づく工事等を完成したときは、遅滞なく主任監督員に対して完了報告書(工事打合簿様式-9)を提出しなければならない。
  - 2 主任監督員は、前項の完了報告書を受理したときは、7日以内に完成した工事等の確認を行わなければならない。

## (契約不適合責任期間)

第3条 契約図書で別途契約不適合期間を定めた場合は、契約書第56条の規定にかかわらず、当該契約不適合期間とする。

## 特 約 事 項

道路舗装の長期保証について、次の条項を追加する。

## (長期保証型舗装工事)

- 第1条 発注者は、受注者が施工した舗装について、設計図書の定めるところにより違約金又は回復 措置を請求することができる。
- 2 保証期間については、引渡しの日の翌日から起算して5年間とする。
- 3 第1項に規定する違約金は、設計図書の定めるところにより算出した額とし、受注者は、発注者 の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
- 4 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 5 第1項に規定する回復措置は、設計図書の定めるところにより行わなければならない。

- 1. 入札(又は見積書の提出)について
  - (1) この業務の入札(又は見積書の提出)に当たっては、入札公告、入札説明書 (指名通知書又は見積依頼書を含む)、図面、仕様書、近畿地方整備局競争契 約入札心得(又は近畿地方整備局随意契約見積心得)、契約書案及びこの現場 説明書をよく確認のうえ、入札書(又は見積書)を提出するものとする。
  - (2) この業務の入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2. 契約書について

近畿地方整備局所定の建築工事監理業務委託契約書(案)による。ただし、次の事項を補足します。

(1) 頭書の「5調停人」関係 発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなっ た場合は、この欄にその氏名を記入すること。

\* (2) 第14条関係 (条件変更等)

設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計変更に伴うものは、履行期間の末日まで、(国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計年度の末及び履行期間の末まで)に行います。ただし、14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、受注者に通知します。

- (3) 第28条関係(部分払)
  - \* 部分払の請求できる回数は○回以内とします。
- \* 部分払の適用はありません。
- \* (4) 第29条関係(国庫債務負担行為に係る契約の特則)
  - ①各会計年度における業務委託料の支払限度額の割合は、次のとおりとする。

年度約%年度約%年度約%

- ②各会計年度の業務委託料の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時までに通知する。
- \*(5) 第48条関係(紛争の解決)

あらかじめ、調停人を選任する場合に使用する。この場合、現場検証、鑑定等の費用、調停人に対する謝礼等、紛争の処理に要する費用の負担についても、あらかじめ定めるものとする。

- 3. その他の追加説明事項
- (1) 落札者の決定について
  - 1.予定価格が1,000万円を超えるものである場合は予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号)第85条(同条98条において準用する場合を含む。) の基準を適用する。
  - 2.上記の基準による基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査のうえ、その結果を後日通知する。
  - 3.基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者(又は評価値の最も高い者)であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
  - 4.基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならない。

- \*4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - (1) 近畿地方整備局が発注する業務(以下「発注業務」という。)において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
  - (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
  - (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
  - (4) 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。